



5 松公告第 14 号

経営管理権集積計画の 公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 11 日

松川村長 平林 明人



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所 長野県北安曇郡松川村 76-5

松川村役場経済課、松川村役場ホームページ

3 本公告により、松川村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

1 森林の所在などの情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。